慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	司法省御雇外人ジュール・ジュスラン
Sub Title	Jules Jouslain, an adviser to the Ministry of Justice
Author	池田, 真朗(Ikeda, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.4 (1975. 4) ,p.70- 89
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19750415-0070

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

司法省御雇外人ジュール・ジュスラン

池田真朗

明治前半期に司法省が招請した御雇外国人のうち、唯一の「検職（検事）顧問」として奉職したフランス人ジュスラン（Jules Jouslain）については、今日迄その事績を紹介するまとまった文献が全く見当たらないのみならず、彼の存在さえ正確に伝えるものがほとんどない。[1] 私の目にしたところでは、手塚豊教授がその御雇外国人関係の論稿の中で何度か触れておられる[2]外は、野田良之博士が彼に関する新聞記事を一つ紹介されているぐらいである。[3]

在職期間も短く、目立つた事績も残していない彼であるが、唯一の検職顧問としてユニークな存在になりえたはずでありながら、これほどまでに我々の記憶の埒外に置かれてしまつたのは何故であろうか。それはどうやら彼の責任ではないようである。明治初期の司法省の検察制度に対する力の入れ方、そしてあのボアソナードの存在等、彼を取り巻いた運命のいたずらが、彼を無名子に仕立てたように思われるのである。

それはともかく、彼の足跡を明らかにすることは、おそらく、明治法制史研究の一側面に、何ほどか新しい光を当てるものとなるであろう。本稿は、その光の素材となるべき、彼に関する若干の資料を摘示するものである。

かねてよりボアソナード旧民法の研究を志してきた私は、ボアソナード個人に関する資料を蒐集する過程でこのジュスランを知つたのであるが、本稿をまとめることができたのは、ひとえに手塚教授のご指導・ご鞭撻の賜であり、また教授にご紹介いただいた関係各機関の快いご協力のお蔭である。

○

マリー・クリストフ・ジュール・ジュスラン（Marie Christophe Jules Jouslain）は、一八三八年四月十二日に、西フランス、シャラント・マリティム（Charente-Maritime）州のサン・ジャン・ダンジ

ヨリ(Saint Jean d'Anjely)に生まれた。[4] 彼の学歴等はなお不詳であり、来日前の経歴も一、二を除き明らかではない。

彼は一八七六(明治九)年に司法省検職顧問として来日することになるわけであるが、まずその雇入れの経緯を公文書によつて見ることにしたい。

明治八年十月九日の、太政官に対する司法省伺は、以下のようにジュスラン雇入れの動機を述べている。

司法省伺[5]

司法省章程御改正[6]相成検事々務整頓可致候処右事務ノ儀ハ罪犯発覚ヨリ犯罪証拠法糺問下調迄ノ手続並行政警察権限区別ノ如キ地方関係ノ儀不少候間此際右事務整頓不都合ノ無キ為メ鍛練セル仏国人一人為顧問御雇相成度幸仏国領サイゴン在職検事ジコラン[7](ママ)ノ[8]ナル者ハ右事務鍛練ニシテ頗ル御用弁相候趣ニ付一ケ月六百円ノ割合ヲ以テ御雇入ノ儀御許可相成度然ル上ハ同人ト条約書草按ヲ具シ更ニ伺出可申候尤モ右月給其他ノ入費ハ当省定額金ノ内ヨリ仕払可申候仍テ此段相伺候也 十月九日 司法

つまり、司法省章程の改正にともなう検察制度の整備が、ジュスランを雇入れる目的だつたのである。[9]

この司法省伺に対し、太政官では、審査の上、次のごとく許すの通達を出した。

第二科議按[10] 史官本局歴査

司法省伺同省章程御改正ニ付検事々務顧問ノ為メ仏国人一名雇入度御免許相成可然哉因テ御指令按相伺候也 十月十二日 司法

御指令[11]

伺之趣聞届候事

但大蔵省ヘハ其省ヨリ通達可致事

十月十九日

かくして、司法省はジュスランと協議結約することになつたが、ジュスランがインドに配転となつていつたんパリに帰つてしまつたので、彼からの委任によつてボアソナードが彼に代つて仮契約を翌明治九年一月十四日に行なつている。その旨を伝えるのが次の明治九年一月二十日・司法省上申である。

ジュラン(ママ)氏条約書仮調印上申[12]

先般仏国領サイゴン在職検事ジュラン氏傭入ノ儀伺済相成候処同人儀該属国ポンチセリー上等裁判所判事[13]ニ転任致シ当時仏京巴里ニ罷在候ニ付別紙条約書面ノ通ジュラン氏承諾ノ上当省御傭ボワソナード氏ヘ仮リニ結約ノ儀委任申越シ[14]依テ同人代理ヲ以テ去ル十四日条約取結ビ仮リニ双方調印相済申候依之別紙写相添此段及上申置候也

明治九年一月廿日

司法卿　大木喬任

太政大臣三条実美殿

続いてその条約書の全文を左に掲げる。

条約書[15]

今般日本司法卿大木喬任閣下当時仏蘭西属地ポンチセリーニ在ル上等裁判所判事ジュラン氏ト互ニ協議決約スルコト左ノ如シ

司法省御雇外人ジュール・ジュスラン

第一条

日本司法卿閣下ポンチセリーニ在ル判事ジュラン氏ヲ日本ニ於テ検職構成並法律諸規則調成ノ顧問トシテ雇入タリ

第二条

此条約ハ満二年ヲ以テ其期トスジュラン氏日本東京着日ヨリ之ヲ算ス可シ

第三条

ジュラン氏給料ハ一ケ月毎ニ日本通貨六百円ト定ム月末ニ之ヲ渡ス可シ但シ給料モ亦同氏日本東京着日ヲ以テ始トス

第四条

日本司法卿閣下ヨリジュラン氏ヘ仏国巴里ヨリ日本東京マテノ旅費トシテ通貨千円ノ高ヲ渡ス可シ

条約満期ニ至リ日本ヨリ仏蘭西巴里迄帰路ノ旅費トシテ通貨千円ヲ渡ス可シ

第五条

ジュラン氏日本東京ニ到着シタル後司法省ヨリ毎月金三十円ヲ家賃トシテ同氏ヱ相渡ス可シ但シ家具食料婢僕ノ費用ハ一切自費タル可シ

第六条

此条約期限中ハ公ニモ私ニモ商業及製造等ノ事ニ関セス且如何ナル事アルトモ日本ノ宗門及政事ニ係ル可カラス

第七条

若シジュラン氏ノ懈怠又ハ不行状ニ非サル原因ヲ以テ司法卿閣下条約期限二ケ年前ニ同氏雇入ノ条約ヲ廃セント欲スルコトアラバ司法卿閣下ジュラン氏ノ帰国旅費ハ勿論右条約廃棄ノ旨ヲ同氏ニ報告シタル日ヨリ右二ケ年期満ニ至ル迄ノ時間ノ給料ヲ算計シテ其半ヲ償トシテ渡ス可シ

若シ又ジュラン氏二ケ年期満前ニ其職ヲ退カント欲セハ帰国ノ旅費ハ勿論其他一切ノ償ヲモ得可カラス

若シ又司法卿閣下ジュラン氏ノ懈怠又ハ不行状ヲ戒ムルト雖モ之ヲ用ヒズ及第六条ニ掲ケタルコトニ背クトキハ此条約ヲ廃棄ス可シ然ル時ハ同氏ヨリ決シテ償等ヲ求ム可カラス

第八条

同氏条約年限中病ニ罹リ三ケ月ヲ経テ猶全快セサルトキハ司法卿閣下ニ於テ此条約ヲ廃スルヲ得可シ然ルトキハ同氏其日ヨリ償ヲ得ルコト能ハスト雖モ司法卿ヨリ仏国迄ノ帰路ノ旅費ノ一千円ヲ渡ス可シ

第九条

ジュラン氏日本東京ニ到着ノ上ハ司法卿閣下其職務ノ次第ヲ示ス可シ

同氏ハ司法卿閣下ノ命ヲ奉シ且第一条ニ随ヒ所住ノ職務ヲ奉ス可シ

右証拠トシテ二通ヲ認メ明治九年一月十四日双方記名押印スル者也[16]

この条約書の内容について、若干の検討を付しておこう。まず第一条であるが、彼は「検職構成並法律諸規則調成ノ」顧問として契

約した。これは、前掲八年十月九日の司法省伺の言う「右事務整頓不都合ノ無キ為メ」雇入れるというのと、かなりニュアンスが異なる。特に明確な違いは、「法律諸規則調成」の部分である。これを加えたことは、単に外交辞令的なものであつたのだろうか、それとも司法省は本当に彼にいわゆる法律顧問（ボアソナードのように、法典起草にたずさわつたり、それに関する諮問を受けたりする顧問）としての性格も与えようとしていたのであろうか。これについては後にまた検討を加えるが、当初は確かに立法に関与させる気持があつたようである。[17]

それに、実際のところ、第三条に定められた彼の月給六百円は、当時の司法省御雇外人のうちボアソナードの月給七百円手当二百円に次ぐ高給であり、その他の御雇外人との比較[18]からも、彼がかなりの期待をもつて迎えられた人材であつたことがわかるのである。なお、第四条以下は、ボアソナードを除いた御雇外人にほぼ共通した内容[19]であり、特段取り上げるべきところはない。

○

このような経緯の後に、ジュスランは一八七六（明治九）年七月六日に来日した。

仏人シュラン氏横浜へ到着ニ付上申[20]

先般伺済ヲ以テ仮定約取結置候仏朗西人ジュラン氏儀昨六日仏国ヨリ郵船ニテ横浜へ到着致候間此段及御届候也

明治九年七月七日　　司法省御雇外人ジュール・ジュスラン

司法卿　大木喬任

太政大臣三条実美殿

彼の来日を、同年七月十日・L'écho du Japonは、次のように伝えている。

この木曜日にタナイ号（フランスの客船――池田註）で着いた乗客の中に、ポンディシェリー上等裁判所の判事であり、もとサイゴン初審裁判所検事であつたジュール・ジュスラン（Jules Jouslain）氏がいた。氏は、先ごろ日本政府に司法省顧問として雇われたものである。ジュスラン氏は、この国の刑事訴訟手続に、未だ存在していない制度、つまりフランスの検察官制度[21]を導入するという、特別な使命を帯びている。なお、ジュスラン氏は、若い愛妻と共に来日した。

時に、彼は三十八歳であつた。

この七月六日をもつて、先の契約の期間が起算されることになるのであるが、来日後、新たに本契約を結ぶ手順は省略されている。[22]

ジュラン氏条約期限起算之義上申

先般及上申置候仏国人ジュラン氏条約取結之義ハ当省傭同国人ボワソナード氏代理ヲ以テ既ニ調印相成候ニ付其儘本条約ニ活用致シ約期之義ハジュラン氏横浜着港当日本月六日ヨリ起算致候間此段更ニ及上申候也

明治九年七月廿九日　　司法卿　大木喬任

三条太政大臣殿

そして彼は、駿河台の司法省官舎に住むことになった。[23]

○

それでは、彼はその在職期間中にどのような仕事をしたのか。今日まで、彼の著作や講義録、あるいは建白書、諮問記録等、その事績を明白に示すものは何一つ発見されていない。それ故、我々は当時の新聞記事等の資料から彼の行動を推測してゆかなければならない。

来日から二週間ほどたつた同年八月十九日・東京日日新聞は、以下のように伝えている。

頃日司法省へ御雇入になりし仏国人は、検事の事務を教授するとの噂なり。また近々検事の講議（ママ）がはじまる由なり。右二件とも例の如く道路の風説。[24]

右記事中に見える「検事の講義」とは実際に行なわれたものであろうか。行なわれたとすれば、いつ、どこで、どういう人々を対象に行なわれたものか。

これは全く臆測の域を出ないが、一つ脳裏に浮ぶものに、司法省第一局規則課[25]における生徒教育がある。

手塚教授の紹介される「速成科略誌[26]」は、これについて次のように述べている。

司法事務日ニ月ニ繁劇ヲ加フ。是ニ於テ司法卿更ニ速成生徒ヲ教育スルノ当時ニ必要ナルヲ察シ、明治九年四月、初メテ規則課分局ニ漸次生徒四十一名ヲ募リ、民事刑事ノ問題ヲ課シ、之レカ擬律擬判ヲ為サシメ、以テ法理ヲ研究シ、裁判ノ事務ヲ練習セシム。之ヲ員外出仕ト称シ、学期ヲ二ケ年トナス。大丞渡辺驥ヲシテ之ヲ督セシム。十二月、該生徒ヲ罷ム。[27]

司法省法学校速成科の濫觴となつたこの規則課員外出仕に対して教鞭を取つた者の中に、あるいはジュスランがいたのではないか。この員外出仕に関しては、徴すべき資料もほとんどなく、「いかなる生徒（氏名も不明である）を入学させ、誰が擬律擬判の授業を行つたのか、そしてまた、緊急の必要から発足したこの課程が、二ヵ年の修業期間をまたず、わずか九ヵ月でなぜ中断したかなどの事情が、一切わからない[28]」のが現状であるが、彼がこれに関係した可能性は高いように思われる。それにしても、他に資料のない以上、一切は仮説の域を出ない。

さらに、もう一つの可能性としては、この「検事の講義」とは、同じ司法省法学校の正則科一期生中の若干名に対するものではなかつたかということが考えられる。こちらの方は、具体的な計画に基づいていたので実現性も高かつたのだが、前掲新聞記事の出る半月ほど前にその計画が白紙に戻されているらしいことが難点である。

これについて、手塚教授の「司法省法学校小史（2）」法学研究四〇巻七号五七頁以下をもとにして若干述べておこう。時は、ジュスランの仮契約のなつた翌月、明治九年二月にさかのぼる。当時、司法省第二局法学課々長杉山孝敏は、明法寮以来の法学生徒の解散を考慮していた。ボアソナード、ブスケ両教師[29]がともに法律顧問として立法事業にたずさわりながらの教鞭であり、かつブスケの任期切れま[30]

であと一カ月余りしかない。二月十五日、彼は決然解散論を上申した。その中にいわく、「……既テニ武助解約ノ後チハジュランヲ以テ之ヲ継カシムヘキ御内議モ有之候ヘ共ジュラン亦専任ノ教師ニ非ラス……」[31]と。つまりここから、当時の司法省上層部の中に、ジュスランをブスケの後任者にしようと考えていた者があつたらしいということかわかるのである。この上申を伏線にして、杉山は、同年七月二十四日に、ボアソナードの案に基づいた生徒の処遇案を上申した。その中に、「大島三四郎　岩野新平　亀山貞義　橋本胖三郎　沢井勇三郎　井田鐘次郎　右六名ジュスランヘ付属セシムヘキ分」[32]との記述がある。私はこれを検事職養成のための処置ではなかつたかと推察するのであるが、翌月つまり八月の五日にまとまつた省議には、「ジュスランヘ付属」の一件が全く削られている[33]。これを削除した理由は不明であるが、ともかくこの話はここで打ち切られたようである。従つて前掲新聞記事がもしこの正則科一期生に対する計画について言つたものだとしたら、彼の講義は結局なかつたことになろう[34]。

一方、ジュスランの「法律諸規則調成」の方の仕事としては、治罪法の取調べが予定されていた。明治九年九月一日・東京日日新聞は、次のように報じている。

又司法省(ママ)にて此たび治罪法を改正になるよし。是は御雇の仏人ジュフランス(ママ)氏が取り調べらるるのだと申すこと。

この「取調べ」が単に法典の翻訳等を示すものではなく、その起草を意味していたという解釈は、ほぼあやまりではないであろう[35]。そしてこれを裏付けるのが、昭和五年になつて司法省刑事局によつて発表された「旧刑法、治罪法及旧刑事訴訟法編纂沿革」[36]の中の「治罪法編纂委員人名」である。それを左に掲げよう。

治罪法編纂委員人名[37]

明治十年一月現在

右ハ左ノ如シ

委員	司法卿	大木喬任
同	大検事	岸良兼養
同	権大検事	岡内重俊
同	検事補	横田国臣
同	三等属	清浦奎吾
属員	五等属	池上三郎
同	八等属	亀山貞義[38]
同	八等属	内藤貞亮(ママ)[39]
同	八等属	橋本胖三郎[40]
同	雇	堀田正忠
	仏国人雇	ジュスラン氏
	同	ボアソナード氏

従つて、ジュスランが当初治罪法の編纂委員に数えられていたことは間違いない。それも右の人名一覧の順序からすると、ボアソナードよりも重要な役割を予定されていたかのようである。

しかし、この「治罪法編纂委員人名」の原典がいずれにあるのかは、右資料からは明らかではない。そしてまた、明治十年前半期に

治罪法編纂の作業がどの程度具体化していたのかも明らかに示す資料がないのである。[41]

周知のように、治罪法はボアソナードが原案起草に当り、それが若干修正されて公布され、明治十五（一八八二）年一月一日より施行されたものである。小早川欣吾氏によれば、彼の原案起稿着手は明治十年七月である。[42] これは奇しくも後述のジュスラン解約の時期と一致する。このことは何を意味するのか。本来ジュスランが起草するはずだつたのが何かの都合で取りかかれず、ボアソナードが後をついだのか。それとも、そのような仕事自体、ジュスランの手に余るものだつたのか。[43] ともかく、彼が実際に治罪法の起草に当つたことを示す資料は今日まで発見されていない。

さて、それでは、彼の主要な職務であつたと思われる「検職構成」の方面では、彼はいかなる功績を残したのか。これについて私は、明治十年二月十九日の検事職制章程改正[44]が、彼の意見の反映されたものではないかと推測する。[45] しかし、彼がこの改正に具体的にどの程度まで関与したのかを明らかに示す資料もまた、今日まで見出しえなかつた。

ただ、彼の事績として具体的に明確なのは、検事職務の実際例をかつて赴任していた裁判所から取り寄せ、これを参考に供したことである。

今、その一例を示すものとして「安南人殺仏人治罪書類」[46]（井田鐘次郎[47]、岩野新平、井上操、高木豊三合訳）と題する冊子を挙げることができる。その、上記四名の訳者が付した前註には、

一、此書ハ大木司法郷仏国治罪手続ノ実際ヲ見ンコトヲ欲セラレ（ママ）当時司法省御雇入ノ仏人ジュスラン氏ニ嘱シテ得ル所ニ係ル蓋シ其書タル嘗テ仏国藩属地コシヤンシイヌ上等裁判所ニ於テ判決セル所ノ謀殺治罪ノ書類ヲ輯綴スルモノナリ[48]

とある。

この冊子に関係書類を集めている事件は、七人の現地人がニエールというフランス人を船中に殺害し、衣服金品を盗取した事件であつて、犯人のうち五人が逮捕され、そのうち三人が謀殺罪[49]により死刑、二人が情状酌量により同罪減刑の無期徒刑に処せられたものである。

収録されている書類は、地方司配官（本書の訳者が administrateur にあてた訳――池田註）からサイゴンの大検事（同じく procureur général にあてた訳――池田註）に宛てた、事件発生（死体発見）から検視結果までの報告書（本書一丁～五丁）にはじまり、警察吏が被害者の友人に対して行なつた事情聴取の記録（六～八丁）、警察官による被疑者逮捕の報告書（一〇～一一丁）、警察吏の取調べによる被疑者の供述調書（二〇～四〇丁）、同じく検事局における検事の取調べによる調書（四七～六三丁）、拘引令状（六三～六四丁）、起訴状（六九丁）、弁護人官選の記録（六九丁）、臨会（アッセソール）裁判官抽籤[50]の記録（七〇丁）等と続き、犯人呼出状（七三丁）、証拠人呼出状（七四丁）、公判記録（七六～七七丁）、判決（七八～七九丁）、処刑記録（八〇丁）で終るものである。

当時の司法省の検察実務に対する理解の程度を知るために、なお

本書の序文を引用しよう。

安南人殺仏人治罪書類序

警察官吏罪犯ヲ踪跡拘拿シ現詳或ハ追詳二語ノ解後ニ見ユヲ具シテ之ヲ検事ニ出ス検事乃之ヲ受テ以テ法廷ニ原告シ裁判官其犯証ヲ認テ之ヲ処断宣告ス斯レ之ヲ刑事ノ順序トス即是書ハ仏蘭西付属安南地方ニ在テ其土人ノ仏蘭西人ヲ謀殺セシモノヲ偵知スルヨリ処刑スルニ至ル迄ノ書類ヲ編成シタルモノニシテ嚮ニ大木司法卿ノ仏蘭西人シユスラン(ママ)氏ニ嘱シ其サイゴン府ノ裁判所ニ要求謄写シ得ルトコロノ一也(52)今其書中ニ就キ大綱ヲ提スルニ地方官ヨリ殺害人有ルノ報知書アリ検屍及殯理ノ報告書アリ医師験視(ママ)ノ証書アリ警察官吏ノ推勘シタル被害人ノ社友某カ陳述書アリ被告人ヲ拘拿セル調書及被告人ノ供述対質等ノ書アリ是数者ハ皆警察官吏ヨリ検事ヘ具申スル者現詳追詳ニシテ検事ハ之ヲ受ケ即チ之ヲ裁判官ニ原告ス裁判官其請求ニヨリ乃臨会法廷ヲ開ク是ニ於テ乎検事ハ原告人ヲ以テ之ニ列シ警察官吏ハ証人ヲ以テ之ニ班ス其他弁護人アリテ其免誣ナカランコトヲ保護ス而シテ裁判官其犯状ヲ問擬処断ス是ニ由テ之ヲ観ルニ検事ノ之ヲ原告スルヤ判事ノ之ヲ処断スルヤ皆警察官吏ノ具申現詳追詳スル所ヲ以テ根拠トナス者ナリ司法卿明治九年第六十四号ヲ以テ断罪証拠ノ解訳ヲ各裁判所ニ達セラレタル其第三項ニ云相当官吏ノ明細書ト／可知警察官吏ノ具申書現詳追詳ハ即証拠ノ一ニ在ルモノナルコトヲ而シテ此書ニ載スルトコロノ順序ニ於テ亦明ナリ（中略）故ニ警察官吏ノ犯証ヲ厥始ニ偵認現詳追詳ヲ造ルスルハ法官ノ厥終ヲ完成スル所以ニシテ其関係スルトコロ実ニ重且大矣然リ而シテ吾国既ニ警察官吏ノ設ケアリ検事ノ設ケアリ判事ノ順序略ホ仏蘭西ノ体裁ニ依倣スト雖モ警察ノ犯証ヲ具申スルヤ検事ノ原告スルヤ判事ノ之ヲ処断スルヤ未タ悉ク彼ノ方法ノ如クナルコト能ハス抑改定律例第三百十八条ヲ改正シ罪ヲ断スル証ニ依ルヲ以テ旨トナス(53)トキハ則チ方今刑事上尤此ニ注意セスンハアル可カラス因テ司法卿夙ニ治罪ノ法式ヲ上請シテ之ヲ定メントスルノ志有リ然リト雖モ一朝新法ヲ頒布スルニ際シ或ハ恐ル其然ラサルヲ得サル所以ノ原意ヲ了会シ得サル者アルモ亦知ル可カラス乃先ツ命シテ是書ヲ刻シ以テ人々ヲシテ預ラシメ仏蘭西警察吏ノ具申現詳追詳検事ノ原告裁判官ノ断罪宣告等ノ法式大率子此ノ如キヲ知リ以テ異日新法ヲ奉行スルノ筌蹄トナサシム蓋其之ヲ空論ニ載ンヨリハ之ヲ行事ニ徵スルノ深切著明ナルニ若カサルノ意也乃其旨ヲ書シテ以テ是書ヲ読ム者ニ告ト云(54)

明治十年十有二月　　編纂課

この序文を一読して感じることは、「警察官吏ノ具申（現詳、追詳を作成すること）」の重要性が強調されていることである。それに比して検事の職務の重要性・意義等については、別段ふれるところがない。実は、この序文の態度にはそれなりの理由があるようである。

この「安南人殺仏人治罪書類」の右序文と本文（各書類）との間には、読者の理解を助けるために、大木司法卿からの質問とそれに対するボアソナードの解答が六丁一二頁にわたつて収録されている。(55)その中でボアソナードは、検事は現行犯以外では決して自ら被疑者

を糺問して現詳を作ることはできないこと、警察官吏の作成提出した現詳に不備があるとしても、それを補うために自ら糺問したりまた警察官吏に返付して増補せしめたりすることはできない（それを行なえるのは糺問判事のみである）こと等を述べ、それらは検事が刑事訴訟における「原告」であることから当然であると説いている。[56] しかし実際にはこの「安南人殺仏人治罪書類」に収録されている取調書類の中には、検事が犯人または証人を呼出して糺問し、「現詳」を作つている場合が少なからずある（前述のように本文四七～六三頁の部分がそれにあたる）のであるが、これについてもボアソナードは、これは当時サイゴンでフランス本国の治罪法と若干異なつた取扱いをしていたためと、かの地に糺問判事の制度が設けられていなかつたためであると解説している。[57]

つまり、ボアソナードの解説なしにこの「安南人殺仏人治罪書類」を読むときは、検事の職務は今日にいわゆる取調べと調書の作成を含むものと受け取られるわけであるが、彼の解説を読むものには、検事が単なる警察吏と判事との間の取次ぎ役にしか映らないのではなかろうか。私が序文の態度に理由があるとした所以はそこにある。

とすれば、ボアソナードの解説を本書に収録したこの取扱いは、二重の意味で問題を含む。一つにはジュスランの取り寄せた資料をそのまますべて取り入れるわけにはいかないということを、ボアソナードがみずから示しているということであり、もう一つは、この大木司法卿との問答が証明するごとく、司法省の上層部が、ジュスランを雇いながらも、検事職務に関する疑義までボアソアナードに質していたということである。[58] ボアソナードの実力からすれば、それらのことは当然であつたのかもしれない。しかし、それではジュスランは、それこそただの資料の取次ぎ役しかできないことになる。この一事だけからそう断定するのは危険であるが、少なくとも、もしボアソナードがいなかつたら、ジュスランの果した役割がずつと違つたものになつていたであろうことは、想像に難くない。

○

ジュスランに関する新聞記事は、そのあと明治十年七月十六日に見える。彼の来日からほぼ一年たつたその日の郵便報知新聞は、次のように報じている。

今度新に命せられし司法省の出仕生徒へ仏人ジウラン（ママ）氏英人ヒル氏が隔日に法律書を講義して授けらるる由[59]

先述した規則課員外出仕に対する講義が九年十二月に中止となつて以来、半年ぶりに司法省照査課[60]が生徒を入学せしめ、ここに速成科（修業二ヵ年）の教育が本格的に始まつたのである。そしてその教員としてヒルとジュスランに白羽の矢が立つた。これに関しても公文書等で確認することができないのが残念であるが、私が前に推測したごとく、規則科時代の教育にもしジュスランが関与していたとするならば、この人選はしごく自然なものとして理解することができよう。

出仕生徒の入学試験は、七月七日から十九日まで行なわれた。[61] 入

学者五十名。授業は九月からはじめられたと推察されている。[62] ヒルはそこで「法律の原旨、英国普通法」を担当した。[63] しかしジュスランについては、前述したように、講義を担当した形跡がない。[64]

それもそのはずである。彼は七月二十四日付で解雇されていたのである。

司法省上申[65]

会計都合モ有之候ニ付当省傭仏国人ジージュスラン儀傭入条約書第七条ニ随ヒ本月二十四日解約致候間此段及上申候也

明治十年七月廿七日　　司法卿　大木喬任

右大臣岩倉具視殿

全く突然の解雇であつた。二年の任期はあと半分残つている。法学校に新たな教職を持つ話が報ぜられたばかりである。いつたい何があつたのか。「会計都合」も確かにあつただろうが「会計都合モ有之候ニ付」というのは、どうもそれ以外にも何か理由があつたのではないかと思量される。[66] しかしともかくそれはジュスランの側の落度というべきものではなかつたことは、ほぼ確実である。そのことは、彼が解約につき賞与を受けていることからわかる。彼の側に不都合があればこのような取りはからいはあるまい。

司法省上申[67]

当省傭　仏蘭西人　　ジュールジュスラン

右ハ当省奉職中去ル七月廿四日致解約候処昨九年七月ヨリ満一年以上職務勉励候ニ付大和錦二巻価金百三拾弐円拾六銭三厘賞与致置候条此段及上申候也

明治十年十一月十六日　　司法卿　大木喬任

太政大臣三条実美殿

そしてまた、彼の解約によつて、明確な事実として残つたのは、司法省がその唯一の検職顧問をわずか一年で必要としなくなつたということである。[68]

彼の解約について、明治十年八月七日・東京日日新聞は

司法省に於て検事々務教授のため兼て仏国人ジュスラン氏を御雇に成り居しが、未だ満期には一年の間あるに、如何のゆえにや此ごろ教授方を免ぜられしと申すこと。

と報じていたが、その後、八月十八日・同紙は、

去る七日の雑報に記したる司法省の御雇仏人ジュスラン氏云々のことに付き尚探訪を遂げしに、今度同氏の満期前に解約に成りたるは全く会計上の改革に基づくことにて、決して別の仔細は無き事なりと云ふ。

と再報している。

右の再報記事を転載した一八七七（明治十）年八月二十日・L'écho du Japon は、

彼が委託されていた検察庁の組織作りが、一時中断されるにすぎないのであるということは、自明のことである。

と、若干の期待を残す言葉で結んでいたが、しかし、彼が再雇傭さ

れることは遂になかつたのである。

○

解約されて日本を去つた彼は、どういう経緯かはわからないが、[69] 外交官に転進した。そしてスペッィア（Spezzia）[70] の副領事を経て、[71] 一八七八（明治十一）年十月二十一日に仏国在兵庫（現神戸）副領事を拝命、[72] 翌一八七九（明治十二）年三月十五日、奇しくも三年前と同じ客船に乗つて横浜に再来日したのである。[73] 再来日後の彼は、一八八〇（明治十三）年七月十三日に、四十二歳で在横浜領事となり、[74] 同七月三十日着任、[75] 翌明治十四年十月には、故大警視川路利良の紀念碑建立に際し、ボアソナード、グロースとともに寄付をしたというエピソードが残つている。[76]

彼はその後少くとも明治十八年頃までは日本にとどまつていたと思われるが、[77] 記録によれば一八九二（明治二十五）年三月十三日付で仏国在カルカッタ総領事に就任、[78] 一八九五（明治二十八）年八月五日には仏国カルカッタ全権公使にまで進み、[79] まもなく五十八歳になろうとする一八九六（明治二十九）年三月二十八日、官を退いた。[80]

フランス本国に残る資料にも、彼の死亡年月日の記載はない。[81]

（1）　重久篤太郎＝天野敬太郎「明治文化関係欧米人名録」圖研究（図書館研究）一〇巻四号五四七頁以下は、御雇外国人を含む、明治期の日本文化に寄与した外国人七百五十名のリストであるが、その中にもジュスランの名はない。後掲註8の梅渓昇・お雇い外国人・第一一巻・政治＝法制・二五六頁「政治・法制関係主要お雇い外国人一覧表」でも、ジュスランは不正確に収録されている。

（2）　手塚教授の「司法省法学校小史(2)」法学研究四〇巻七号九一頁註31には、以下の記述がある。「ジュル・ジュスラン（原語不明）は明治九年七月六日から十一年七月五日まで、『検職顧問』として司法省に雇用されたフランス人である（『堀内メモ』による）。『自明治四年至明治九年末・居留地外居住外人表』によると、九年七月より駿河台袋町十二司法省官舎に居住している（『築地居留地』東京都史紀要四・昭和三十二年・三七五頁）。」

文中「堀内メモ」とは、戦前、当時東京地方裁判所判事であつた堀内節氏（中央大学講師）が、司法省内各局課に散在して保存されていた明治初期司法省御雇外人関係の文書を写し取られたものである（手塚・前掲論文(1)法研四〇巻六号七七頁註11参照）。手塚教授が右論文を草された時点では、本稿が使用する公文書類は未だ公開されておらず、御雇外国人研究は非常にむずかしい情況にあつた。

（3）　野田博士が紹介されるのは、当時横浜で発行されていた仏語の日刊新聞 L'écho du Japon の一八七七（明治十）年七月十七日の記事で、「フランス人ジュスラン（Jouslain）氏及びイギリス人ヒル（Hill）氏は、ともに司法省雇であるが、隔日に行われる法の講義を、司法省がとくに選んだ生徒のために近く開始する」というものである（野田・「日本における外国法の摂取・フランス法」現代法一四巻・外国法と日本法・二〇四頁）。なお、この記事は同年七月十六日・郵便報知新聞からの転載であり、記事中「英人ヒル」（L'écho du Japon 原文 Mr. Hill, Anglais）は報知新聞の誤りをそのまま転記したもので、ヒルは米国人である。

しかしながらこの記事については、手塚教授が「ヒルに関する件は（司法省法学校の）速成科の講義を指すものである。しかし、ジュスランが速成科あるいは正則科の講義を担当した形跡はない」と指摘される（手

塚・「司法省御雇外人ヒルとその建白書」法研四一巻三号九八頁註27 28)。なお、この点についてはさらに後述する。

(4) ジュスランのフル・ネーム、生年月日・出生地等については、国内に全く資料がなく、このたびフランス国外務省資料局提供の資料により、はじめて知りえたものである。仏国外務省並びに御照会の労を取られた仏国在神戸大阪総領事館に対し、深甚なる謝意を表する(Jouslain は、あるいは「ジュースラン」と表記した方が適当かもしれないが、本稿では司法省で最終的に使われていた表記である「ジュスラン」に従つた)。

(5) 太政類典第二編第七六巻第二類外国交際一九外客雇入一三ノ一〇。

(6) ここでいう「御改正」とは、明治八年五月十日に制定された「大審院諸裁判所及司法省検事職制章程」(太政官布告第九十一号)を指すものと思われる。これは、明治五年八月三日の「司法職務定制」(太政官達、これは「仮定ノ心得ヲ以テ施行可致事」とされていた)の改正法である。以上、法規分類大全・官職門・官制・刑部省弾正台司法省(一)・一〇七頁、一四七頁。

(7) 後掲の一八七六(明治九)年七月十日・L'écho du Japonによれば、彼はサイゴンの初審裁判所検事(procureur de la République)である。L'écho du Japonは、註3にも若干ふれたが、仏人セー・レウィ(C. Lewis)が明治三(一八七〇)年に横浜で創刊した、わが国最初の仏字新聞である。同紙の記事は発刊当初から日本政府に対して好意的で、途中編集者アルマンと社主レウィの意見が衝突し、アルマンが Le Courier du Japon という別の仏字新聞を創刊して対抗するというような事件もあつたが、ほぼ順調に明治十八年まで発行された(蜷原八郎・日本欧字新聞雑誌史・八七頁以下参照)。なお、今回 L'écho du Japon の閲覧に関しては、東京大学法学部明治新聞雑誌文庫と国立国会図書館とから好意あるご配慮をいただいた。記してその学恩を謝す。

(8) これは次に掲げるジュスランの仮調印についての司法省上申を見ても明らかなように、「ジュラン」の誤記であり、ジュスランその人のことである。梅渓昇氏は前掲「主要お雇い外国人一覧表(明治四年～同二十二年雇入)」の中で、「ジュラン、仏、司法省雇(検事顧問)」「ジュール・ジュスラン、仏、司法省雇」と、別人であるかのように列記されているが(梅渓・前掲書二五六頁)、これは誤りである。

(9) このとき何故ジュスランが選ばれたのかについては、今日まで明らかになしえなかつた。

(10)(11) 註5に同じ。

(12) 明治九年一月公文録・司法省之部〔八〕(公文書館蔵)。この上申は、前掲太政類典(註5)にも転載されている。

(13) ポンディシェリー(Pondichery)はインド半島の東岸、マドラスの南南西一三四キロに位置する。当時インド半島のフランス領に属する各地の首府に当つていた(小林房太郎・世界地名大辞典・下巻一八四一頁参照)。

(14) 「申越シ」たのは司法省側ではなく、ジュスランからであつたように読みとれる。もしジュスランの方からボアソナードに委任を申し込んだのであれば、先に註9でふれた彼の選任について、ボアソナードが関係していたことが想像される。ボアソナードとジュスランとは既知の間柄であつたのだろうか。今私はそれを確かめえない。

(15) 註12に同じ。

(16) 本来ならばこの後にジュスランと司法卿の記名押印があるのであるが、この場合は、前述のような(ボアソナードが代理したという)事情のためか、公文録にもそれらの記載がない。

(17) 本文後掲の「治罪法編纂委員人名」および明治九年九月一日・東京日日新聞の記事等がそれを示している。

(18) 「明治九年司法省第二年報」(公文書館蔵)に当時の御雇外国人の一

覧表がある（二八～二九頁）。それによれば、この年の司法省関係御雇外人は、通訳も含めて九人である。給与の点ではボアソナード、ジュスランの順であり、それに続くものとしては、米人ヒル（裁判顧問、前掲註3参照）が月給五百円であった（ただし、公文書館蔵の「自明治八年至明治九年　司法省第一回報告」所収の雇外国人表（頁ナシ）によれば、ヒルは前年すなわち明治八年には七百円を得ていた）。その他仏人ムーリエ（法学生徒教師兼翻訳）、蘭人ラパール（法律顧問）、蘭人ボルドル（横浜裁判所書記通弁翻訳）がいずれも三百円、仏人リップマン（裁判顧問）が二百五十円である（このリップマンについては、「大坂上等裁判所大坂裁判所神戸裁判所ヲ兼勤ス」ト但書がある）。他には英人ヘルベルト・エ・ステーウェンス（神戸裁判所書記通弁翻訳）の月給二百円、中国人羅宝森（横浜裁判所書記通弁翻訳）の年給四百円を数えるのみであるから、ジュスランの待遇はかなり厚いものといえる。なお、本表には「本省、仏蘭西、ジュル、ジュスラン、検職顧問、月給六百円、自九年七月六日至十一年七月五日」と記載されているが、「自九年七月六日至十一年七月五日」というのはあくまでも契約時の約定期限であり、彼は実際には後述のように明治十年七月二十四日に解約となる。

(19) 例えばリップマン（Robert Lipman, この人はフランス人の代言人で、横浜に在住のところを、明治八年十月一日付で大坂上等裁判所・大坂裁判所・神戸裁判所の裁判顧問として雇入れられた）の傭入条約書を見ても、内容・体裁ともにほとんど同じである（太政類典第二編第七六巻第二類外国交際一九外客雇入一三ノ三一）。なお、ボアソナードの場合には、堀内節氏が最近発表された「御雇法律教師のブスケとボアソナード」と題する論稿中に紹介されている、彼と鮫島辨理公使との間に結ばれた条約書（明治六年六月二十四日取結）を見ると、条約期限中に死去したときは償金として一年間の給料相当分が支払われるとの約定があつたり（第十三条）、かなり強力な身分保証の取決めがなされている（第九条、「日本政府ニ於テホワソナート（マ）氏ニ対シ訴フ可キ事アリテ免職スヘキトキハ日本司法卿及ヒ仏国全権公使一同吟味ノ上協議決談ニ非ラサレハ暇ヲ遣ス可カラス若議論合ハサル時ハ東京在留他ノ公使一員ヲ加ヘ其論ヲ分ツヘシ（以下略）」）など、他の御雇外人の場合に見られない丁重な契約内容となつている（堀内・「御雇法律教師のブスケとボアソナード」比較法雑誌八巻一号一七七～一八一頁参照）。

(20) 明治九年七月公文録・司法省之部〔十三〕。

(21) 当時既に検事職制章程は制定されており（註6および後註44参照）、検察官制度が存在していないというのは誤りである。しかしながらその頃の検事の員数は、明治八年三月官員録によれば勅奏任四人、判任なし、同九年九月官員録には勅奏任十二人、判任三十八人が記録されているに止まる（手塚・「司法省法学校小史（3）」法研四〇巻一一号五六頁による）。

(22) 明治九年七月公文録・司法省之部〔十四〕。

(23) 前掲註2参照。

(24) 旧漢字・変体仮名を現代表記に改め、句読点を付した。以下の新聞引用も同じ。

(25) 規則課は、「司法省総則並各課章程」（明治八年八月三十日司法省達番外）で、第一局内に設けられた課であつて、「本省議事ノ章程及内部ノ諸規則ニ渉ル者ハ之カ案ヲ草シ卿ノ参考ニ供スルヲ掌トスル」ものであつた（法規分類大全・官職門・官制・刑部省弾正台司法省(一)・三二二頁）。しかしながら、なぜ、この課が速成教育を担当したのかは、不明である。ちなみに、当時の規則課の構成員は左の通りである。

規則課

長　司法省七等出仕　岩崎維慊

同　十一等出仕　安藤定格

司法権少録　武村正名

司法省十四等出仕　村上松園
（司法省分課職員録・明治八年十月八日改・三頁）

(26) 言うまでもなく司法省法学校の速成科である。手塚教授の、前掲「司法省法学校小史（3）」法研四〇巻一一号五六頁以下は、この速成科に関する詳密な研究である。

(27) 「速成科略誌」法曹記事二三巻一一号一一五～一一六頁。

(28) 手塚・前掲「法学校小史（3）」五七頁。

(29) 大木司法卿とボアソナード・ブスケとの間に正式に法学教授に関する契約が調印されたのは、明治七年三月二十四日である（手塚・前掲「法学校小史(1)」法研四〇巻六号八二頁註66が紹介する「堀内メモ」による。なお、太政類典所収の契約書では「明治七年三月」としか記載がない。太政類典第二編七六巻二類外国交際一九外客雇入一三ノ六参照）。なお、手塚教授は、「加太邦憲自歴譜」一〇二頁の記述をもとに、ブスケの明法寮時代の授業が明治五年の秋から始められていたと推測されている（手塚・前掲「法学校小史（1）」法研四〇巻六号六五頁）。

(30) ブスケの条約期限は明治九年三月二十三日であったが、実際には彼は同月七日に東京を離れて、帰国している。

司法省届
当省雇仏蘭西人ジョルジュブスケ儀本月廿三日条約満期ニ付解任候処同人都合モ有之去ル七日当地致出立候此段御届申進候也三月十日
（太政類典第二編七六巻二類外国交際一九外客雇入一三ノ一二）

(31) 松尾章一氏の覆刻になる「司法省学校係書類」中の、杉山孝敏による生徒処分伺の一部。松尾・「明治政府の法学教育」法学志林六四巻三・四合併号一二一頁参照。

(32) 前掲「司法省学校係書類」による。松尾・前掲論文一二二頁参照。

(33) 前掲「司法省学校係書類」による。松尾・前掲論文一二三頁参照。なお、この省議では、「ジュスランヘ付属セシムヘキ分」に割り当てられていた上記六名については、他の四名（木下哲三郎、内藤直亮、井上操、高木豊三）とともに、「右十名出仕申候事　但一ヶ月金拾円宛給候」という処置がされている。ちなみに、右にあげたところの「他の四名」について言えば、七月二十四日の処遇案では、木下、内藤、井上の三名は、宮城浩蔵、小倉久、岸本辰雄とともに「海外留学ヲ命セラル可キ分」に、また高木は加太邦憲とともに「教師ムリエ手伝申付クヘキ分」に入れられていた（いずれも前掲「司法省学校係書類」による）。なお、ムーリエ（Pierre Joseph Mourier）について若干の解説を加えておこう（以下の記述は、特に出典を記した部分を除いて、太政類典第二編七六巻二類外国交際一九外客雇入一三ノ八、九所収の伺、上申、契約書等による）。彼は一八二七年五月六日生れで、明治七年三月五日に東京外国語学校教師として文部省に雇入れられた人物であり、同七年十一月一日に、明法寮生徒教授且法律顧問として司法省に雇替になった（このとき司法省では、同じ生徒教授且法律顧問の職にあったリベロール、ガリーの二名が満期解約になっており、ムーリエはその代員である）。その条約書第三条には、「同君雇中ハ司法卿明法頭ノ命令ヲ奉シ生徒ヲ教授シ法律ノ会議ニ出席シ諸質問ヲ受通弁翻訳ノ務ヲナスヘキ事」とある。この契約期限は八年三月五日であったが、彼は引き続き三月六日から一年間の雇継になった。そして、この「一年」は、間に彼の百余日の帰国があったため、償勤として九年八月九日まで延びている（しかし、前掲「自明治八年至明治九年司法省第一回報告」中の「雇外人表」には、この期間の彼の職務として「通弁翻訳」とのみ記されている。そこから見ると、彼はこの時期にはまだ法学生徒の教育等にはたずさわっていなかったのであろう）。彼はそれからも「当省要用ノ者」として九年八月十日からさらに雇継になる。前掲「司法沿革誌」三六頁によれば、彼は同年九月から始まった司法省法学校第二期生のフランス語教師となった（これに呼応して、前掲「明治九年司法省第二年報」二八頁では、彼の職務は「法学生徒教師兼翻訳」

と書かれている）。そして彼は、このあと明治十三年四月、病気のため辞職して帰国する（前掲司法沿革誌五二頁）まで、長く司法省法学校で教鞭を取つたのである。

(34)　「正則科沿革略誌」法曹記事二三巻一一号一一三頁には、これら正則科第一期生のうち「本省官吏ニ採用」の者に、「尚ホ一年間『ボアソナード』ニ就キ刑法草案ノ講義ヲ聴カシム」とある。これについて手塚教授は、「ジュスランが担当することを予定していた補充講義を、ボアソナードが受けもつたのかも知れない」（手塚・前掲「法学校小史(2)」法研四〇巻七号六三頁）と推察されている。十分考えられることであり、この推察の通りであつたなら、ジュスランの「検事の講義」がボアソナードの「刑法草案ノ講義」に変つたことになる。本文に後述するように、ジュスランの仕事となるべきものをボアソナードが肩代りする場面が実際にいくつもあるのであり、この手塚教授の推察は、その意味で暗示に富む。

(35)　後の一八七九（明治十二）年二月二十二日・L'écho du Japon は、「治罪法（le code d'Instruction criminelle）の起草（rédaction）のために雇われていて昨年日本を離れたジュール・ジュスラン氏は、最近、仏国在神戸副領事に任命された」と報じている。

(36)　「旧刑法、治罪法及旧刑事訴訟法編纂沿革」は、法曹会雑誌八巻（昭和五年）の八号から一一号まで、四回にわたつて連載されている。

(37)　「旧刑法、治罪法及旧刑事訴訟法編纂沿革(一)」法曹会雑誌八巻八号一一六～一一七頁。

(38)(39)(40)　この三名は、本文及び註33に前述したように、いずれも司法省法学校正則科一期生であり、かつ亀山、橋本の両名は、前掲杉山孝敏の処遇案（九年七月）において「ジュスランヘ付属セシムヘキ分」とされた六名のうちに含まれている。

(41)　小早川欣吾氏も、次の註42に掲げるごとく、治罪法の編纂着手を十年十二月と見ておられ、それ以前の動きには何らふれられていない。

(42)　「治罪法の編纂に着手せしは十年十二月十七日に治罪法取調掛を設けしに始まる。治罪法取調委員は大検事岸良兼養が委員長となり石井豊七郎、横田国臣等六名は其の委員たり、仏国人ボアソナード亦委員の一名に加へられてゐたが、原案提出者は実にボアソナードであつた。ボアソナードは仏国の千八百八年の治罪法に基き、既に十年七月より日本治罪法原案の起稿に著手し翌年末一先づ其の事を終り、後此れを修正して十二年九月二十五日に至り治罪法草案を脱稿し、此れを司法省を経て太政官に提出したのであつた」（小早川・明治法制史論・公法之部下巻一〇七〇頁）。なお、この治罪法草案は、このあと元老院の議に付され、元老院は十二年十月二十四日に治罪法草案審査局を太政官中に置いて審査に当らしめ、十三年二月二十七日に修正案を上申した。この修正案をもとにして成立した治罪法が公布されるのは、同年七月十七日（太政官布告三十七号）である。

(43)　これに関して、伯爵清浦奎吾伝・上巻（昭和十年）八六～八七頁には、次のような記述がある。「治罪法編纂係としてはジュスランと云ふフランス人があつた。この人は元フランス植民地の検事をした経歴のあつた人ではあつたが、法律の研究、取調べに就いては、多く邦人以上に出でぬので、意気軒昂たる委員等に敬遠せられて、遂に解雇せられて了つた」。同書は、伯爵清浦奎吾伝刊行会刊（編集者は井上正明、執筆者は坂口二郎）、徳富蘇峰監修である。おそらくは右に掲げた部分も、関係者らの談話等をもとにして書いたものであろうが、史実としてどの程度信頼してよいのかは問題であり、ジュスランの力量が本当に「多く邦人以上に出でぬ」程度のものでしかなかつたのかどうかは疑問である（なお、右に掲げた部分は清浦自身の談話によるものではない。同書は本人の談話は「清浦伯談」として二段下げの活字組みで収録している。治罪法編纂についての清浦伯談は同書八三～八四頁にあり、そこではジュスランに

ついては何らふれられていない)。実際、同書は右に掲げた部分の直前で、「ボアソナードは自家の草案を提出すると共に、恰も大学における講義同様に、各委員に対してその説明若しくは註解を加へ、或はフランス人オルトランや、ホウスタン・エリーの説又はブーフの説等等を引用し、委員は自然この説明によつて、自から法律上の知識を得ることが少くなかつた。名は官吏と謂ひ、取調委員と謂つても、半ばは法律学生であつた。公務と謂ひながら、実は自家の勉強であつた」(同書八五～八六頁)と述べている。このような記述からしても、ジュスランが本当に無能であつた可能性もあるが、逆に、些細のわからぬ日本人委員が必要以上にボアソナードにのみ頼つていた、或は、先輩であり年長であるボアソナードが自ら積極的にイニシアチブを取つてジュスランをうとんじる結果になつた、というような場面を想像することも、あながち無理なことではないと思われる。

(44) 太政官布告第十九号。このときは検事職制章程ばかりでなく、司法省、大審院、裁判所の各職制章程が改正になつた。公文録の中の「司法省並検事職制章程大審院並各裁判所職制章程及上控訴上告手続改正ノ儀ニ付上申」(明治十年一月二日司法省伺、十九)以下がその経緯を伝える。なお、検事職制章程は明治五年八月三日の司法職務定制(太政官達)ではじめて制定され、このときまでに六年六月十七日(司法省達甲第一号)、七年一月二十八日(太政官達第十四号)および八年五月十日(太政官布告九十一号)等の改正を受けている。

(45) この十年二月制定の職制章程に、それまでのものと顕著に異なつたフランス法の影響が見て取れるならば、一応、彼(ないしはボアソナード)の関与を推測する根拠になる。この比較作業を、職制章程のすべての部分について行う余裕がなかつたことは遺憾とするところであるが、ただ検事職制に関しては、五年八月三日のものから八年五月十日のものまでがすべて「大検事、権大検事、中検事、権中検事、少検事、権少検事」という職名構成になつていたのが、この十年二月に至り、「検事長、検事、検事補」と、はつきりヨーロッパ型の構成に改められていることを述べておこう(法規分類大全・官職門・官制・刑部省弾正台司法省(一)・一一六、一三七、一四一、一七四頁)。ちなみに、検事長、検事、検事補はそれぞれフランスでの procureur général, procureur de la République, substitut にあてた訳語であろうと考えられる(後掲「安南人殺仏人治罪書類」の訳者は、これらを「大検事、検事、検事補助」と訳している。同書訳者前註二丁)。

(46) 司法省蔵版・明治十一年三月印行(慶大研究室蔵)。

(47) 以下の四名はいずれも司法省正則科一期生で、註33に述べたように、明治九年八月五日の省議で司法省出仕が決定した十名の中に含まれている。なお、井田、岩野の両名は、前述の通り、同年七月の杉山上申案で「ジュスランヘ付属セシムヘキ分」とされた六名の内にあつた。これを註38・40で示した亀山、橋本の職務と考え合わせると、杉山上申案の実質はある程度生きていたと言えるかもしれない。

(48) Cochin-Chine. コーチシナ(交趾支那、Cochin China)のことである(A. & L. Heilprin, A complete pronouncing gazetteer or geographical dictionary of the world, 1905, p. 436参照)。

(49) フランス刑法二九六条は「予謀又ハ待伏ニ依ル一切ノ故殺ハ謀殺トス」、同三〇二条一項は「謀殺、尊属殺及毒殺ノ犯人ハ凡テ死刑ニ処ス但シ尊属親ノ殺害ニ関スル第一三条中ノ特別ノ規定ノ適用ヲ妨ケス」と定める。条文の訳は、司法省調査部「仏蘭西刑法典」司法資料第二五八号(訳者は同省嘱託秋山晴夫氏)八二～八三頁による。

(50) 「臨会(アッセソール)裁判官」とは、おそらく assesseurs のことと思われる。assesseurs とは、重罪裁判所(cour d'assise)の陪席判事をさす名称であり、本来はもちろん職業裁判官が任につくものであるが、本件では「千八百七十四年間重罪裁判所ヲ組立ル為ニ被命タル『ア

『セソール』ノ人名目録」（本書六七丁）の中から、写真師グセルと大工ユドリが抽籤で選任されている。これについては、大野実雄「仏国司法制度と法廷の秩序維持に就て」司法研究報告書第二八輯四号九五頁が、植民地裁判所の判事の場合には、「職業的判事の外に名士や行政官を持つて来て陪席判事（assesseurs）に充てることが多い」と説明している。また同書は、植民地では陪席判事を現地人の名士表の中から選ぶ例のあることも報告している（同書一一二頁等）。従つて、コーチシナでもそのような特例が行なわれていたのであろう。なお、今日の重罪裁判所および assesseurs については、Bouzat et Pinatel, Traité de droit pénal et de criminologie, t. 2, n° 1137～1141. 参照。

(51) これについては、序文の後に次のような解説がある。

現詳、追詳ノ語、従来訳字ノ適当スベキナシ故ニ今仮リニ此文字ヲ成シテ之レニ当ツ、又バシレー氏字書ノ註解ヲ引テ其原語ノ意義ヲ明ニス。

現詳「プロセ、ベルバル」（原語は procès-verbal――池田註）

一ツノ書付ニシテ裁判官又ハ公吏及ト行政官吏又ハ仲裁人又ハ監定人ガ已レノ職務ヲ行フ間ニ自ラ見タルコト或ハ其目前ニ人ノ為シタルコト有リタルコトノ始末ヲ告ケルモノ也／民事ニ於テ公正ノ方法ニテ私利ノ訴訟ノ本トナルヘキ事件ヲ纏メテ証スル為ニ設クルモノ又現詳ト云是レハ公証人使吏裁判所ノ書記役治安裁判官又ハ別段其為メ撰マレタル判事ノ作ルモノニテ其証拠タルノ効ハ贋造ノ訴アルマテハ全シトス／違警罪軽罪重罪ノ事件ニ於テ現詳ハ刑法ノ執行ヲ慥ニスル為メ也是レハ司法警察ノ任アル官吏ニシテ「ジャンタルム（原語は gendarme――池田註）」田野ノ番人税関ノ吏不直税公有地印紙登記等ニ属スル官吏等ノ為スモノ也／証人又ハ書類ヲ以テ他ヨリ此現詳ヲ破ルコトハ行政官吏ノ現詳ニ対シテ之ヲ許ス蓋シ此官吏ヲハ贋造ノ訴ヘマテ他ヨリ信セラレルノ権ヲ法律ヨリ許シテ有ラサルカ故也

追詳「ラッポール」（原語は rapport――池田註）

人自ラ任セラレタル事或ハ其使事ニ関シ為シタル始末書也

今日一般の訳では、procès-verbal はいわゆる「調書」、rapport は「報告書」とでもすべきか。

(52) 「要求謄写シ得ルトコロノ「也」というからには、他にも同様な治罪書類がいくつか持ち込まれたのであろう。しかし筆者は現在までにこの「安南人殺仏人治罪書類」以外のものの存在を確めえていない。

(53) 明治九年四月二十四日司法省達第四十七号によつて糺問判事職務仮規則が定められ（これは予審制度を採用したものであつてフランス治罪法の制度を継承するものである）、この仮規則の公布によつて改定律例三一八条は改正され、いわゆる口供甘結制（「凡ソ断罪口供法案ニ依ル」）は廃止されて「凡ソ罪ヲ断スルハ証ニ依ル」こととなつたのである（小早川・前掲書一〇六四―五頁参照）。

(54) 傍点池田。なお文中の漢字は、新字体のあるものはそれに改めた。

(55) 「安南人殺仏人治罪書類」前付四丁には、次のような記載がある。

左ノ問答書ハ大木司法卿頂メ問題ヲ立テ余ニ命シテ仏国人ボアソナード氏ニ質問セラレシモノ也安南人謀殺ノ書ヲ梓行アルノ日ニ際シ司法卿又命シテ該書ノ首メニ篇入セシム蓋シ看者ヲシテ意ノ用ユヘキ所ヲ知ラシメントナリ

黒川少書記官

なお、末尾の「黒川少書記官」とは、黒川誠一郎である（司法省職員録・明治十一年三月改・三頁）。

(56) 左に大木＝ボアソナード問答の関係部分を抜萃しよう。

問　検事ニテ警察官吏ノ出シタル現詳ヲ不備欠漏ノ処アリト思料スル時ハ之ヲ増補スル為メ直チニ之ヲ糺問判事ニ付シ糺問ヲ求ムルノミ乎将タ検事一タヒ自ラ之ヲ為ス乎

答　警察官吏現詳ヲ造リ出シタル上ハ仮令其欠漏ノ処アリト思フトモ

之ヲ増補センガ為メ検事自ラ之ヲ糺問シ或ハ再ヒ警察官吏ニ付シ増補セシムル等決シテアルコトナシ唯獨リ之ヲ為スノ権ハ糺問判事ニアルノミ

問　検事現行犯ニ於テハ之ヲ糺問スルニ非ズ哉

答　然リ検事ハ現行犯ニ於テノミ自ヲ糺問スルヲ得ルノミ其他現行犯ニ非レバ決シテ糺問セス又現詳ヲ造ルコトナシ若シ之ヲ為サシムルコトヲ許サハ是正ニ民事ノ訴ヘニ於テ原告債主ナル者ヲシテ己レノ為メニ貸金証文ヲ作ラシムルヲ許スガ如シ是レ実ニ不正ノ至リナラスヤ此故ニ仮令現行犯ニ於テモ検事ニ此現詳ヲ造ルノ権ヲ与フルハ道理ニ適セザルナリ是全ク止ムヲ得ザルニ出ルノ法スト(ママ)

問　検事自ラ現、追ニ詳ヲ造ルヲ得ズ然レバ検事ヲ設ケル所以ノ要点一言ニシテ之ヲ言ント欲セバ如何

答　夫レ検事ハ現行犯ニ於テハ自ラ現詳ヲ造ルト雖モ現行犯ヲ除クノ外検事自ラ現詳ヲ造ラス

即チ検事非現行ノ場合ニ際シテハ先ヅ警察官吏ノ現詳ヲ受取リ之ヲ集メテ其糺問判事ニ廻ス可キモノハ即チ之ヲ廻ス

於是糺問判事ハ現詳ノ増補ス可キモノハ之ヲ糺問シ現詳ヲ造リ其犯罪ノ軽重ヲ定メテ之ヲ検事ニ還付ス検事乃チ其書類ヲ受取リ之ヲ裁判官ニ出シ己レ求刑状ヲ添テ原告トナリ訟廷ニ出テ求刑ノ意ヲ申言陳説ス

故ニ一言ニシテ検事ノ要点ヲ言ワント(ママ)欲セバ無他刑事ノ訴訟ニ於テハ之ヲ訴出シ刑ヲ求ムルノ原告ナカル可カラズ検事ハ即チ其原告者ナリ

（以上「安南人殺仏人治罪書類」中付二、三、五丁）

(57) 同「治罪書類」中付六丁。

問　現詳ハ検事現行犯ニ非ザレバ之ヲ造ラズ然ルニ此安南謀殺ノ一件ヲ見ルニ検事ニシテ現詳ヲ造ルモノ不少如何

答　此書類ヲ見ルニ検官ニシテ犯人又ハ証人ヲ呼出シ其糺問ノ末一ツノ現詳ヲ造ルコト数々アリ蓋シ該地仏国ノ治罪法ヲ以テ罪犯ヲ治スルト雖モ亦其本国ノ法ト異ナル者アレバナリ」就中彼ノ地ニハ糺問判事ノ設ケ無ク検事ニシテ其職掌ヲ行フ如シ是レ別段ノ法律アリテ如此定メシナリ

(58) もちろんこの問答が、ジュスラン解約の明治十年七月末以降に行なわれた可能性もある。しかし、この他にもジュスランがその種の質疑に答えた資料が全く発見されていないことは、何を意味するか。

(59) 前掲註3参照。

(60) 照査課は、「司法省局課分掌」（明治十年一月十二日司法省達）によつて、局に属せず、卿直属の課として設けられたものである（法規分類大全・官職門・官制・刑部省弾正台司法省(一)・三二七頁）。

(61) 明治十年七月五日・東京日日新聞、及び同月十八日・同紙による。

(62)(63) 手塚・前掲「法学校小史(3)」法研四〇巻一一号五八頁。

(64) 前掲註3参照。

(65) 明治十年七月公文録・司法省之部〔二十〕。

(66) 前掲註43の清浦奎吾伝の記述がここにも想起される。しかし、彼が治罪法編纂委員を解かれた理由としては清浦伝の記述がそう遠くないとしても、それが即司法省からの解雇につながるものであろうか。もともと彼の職務の中心は、法典（治罪法）編纂よりも検事実務の整備にあつた筈なのである。結局、六百円という月給から想像される司法省の最初の期待の大きさが、ボアソナード一人いればほぼ何でも間に合うという現実とからみあつてこの解雇となつたものであろうか。

(67) 明治十年十一月公文録・司法省之部〔十一〕。

(68) これが当時の司法省の検事職軽視のあらわれであり、ひいては明治中期までの検察制度の実際的な立ち遅れにつながるのではないかと私は考える。明治十年代の末から二十年代の初期までの検事について、国分

三亥は次のように述懐している。「其の当時は検事といふものは殆んど警視庁と裁判所の間の取次をするやうなものでありまして、検事局では調べは余りしなかつた。調べをしましても被告人を一応ちよつと調べるといふ程度で、証人さへも滅多に呼ぶことはなかつたやうに覚えて居ります。その当時は検事の捜査といふものは非常に消極的であつた。申す迄もなく、その当時は警察万能の時代でありますから、警察が何も彼もやつてくれたのを、検事は唯之を裁判所に取次をして居つた。」「その当時東京始審裁判所の検事局は上席（今の検事正）が野崎啓造氏、その下に検事が二、三名、検事補が五、六人居りました。これだけの人数で東京始審裁判所管内の刑事事件を全部取扱つて居つた。（中略）検事はそれだけの人員でしたが、判事は相当の数居られたやうです」（「明治初期の裁判を語る」日本法理叢書別冊四・一三～一四頁および一八～一九頁）。なお国分三亥は、文久三年、岡山県高梁に生れ、明治十六年十月に三年制の司法省法学校速成科（三期生）に入学、司法省の方針で二年後の十八年十月に繰上採用され、東京始審裁判所検事補に任ぜられた人であり、後に朝鮮高等法院検事長、朝鮮総督府司法部長官等を歴任した。彼の経歴については、前掲日本法理叢書の他、野村正男・法窓風雲録・上巻一八頁以下参照。彼はこの法窓風雲録（この書は著者野村氏がかつての著名な司法官だつた人々を訪問してそれぞれの対話をもとに書き下したものである）でも、また自らの口述による「往事を追懐して（上）」法曹会雑誌一六巻（昭和一三年）七号九七頁以下でも、この、検察権の弱少だつた時代を回顧している。

(69) 彼の正確な帰国年月日は不明である。前掲註35の一八七九（明治十二）年二月二十二日・L'écho du Japon の記事中には、「昨年（すなわち明治十一年）日本を離れた」との記述が見えるが、もしそれが正しいものであるとすると、彼は十年七月二十四日の解約から半年以上日本にとどまつていたことになる。

(70) スペッィアは、エーゲ海のアルゴリス湾にうかぶギリシアの小島であり、当時の人口は四千四百余を数えるのみである。Heilprin, op. cit., p.1747 参照。

(71) 一八七九（明治十二）年三月一日・L'écho du Japon に、「仏国在スペッィア副領事であり前司法官であるジュスラン氏は兵庫の副領事になる予定である」とある。

(72) 前掲仏国外務省資料局提供の資料による。

(73) 一八七九（明治十二）年三月十七日・L'écho du Japon。

(74) 前掲仏国外務省資料。

(75) この日付は、一八八〇（明治十三）年七月三十日・L'écho du Japon による横浜到着の日で、正式着任は同年十月である（外務省年鑑㈠・昭和二十八年・六二六頁）。

(76) 明治十四年十月二十日・東京日日新聞の「川路君の紀念碑（ママ）」に、次のごとくみえている。

　此般此挙あるを喜びて在横浜の仏国領事ジュスラン氏、同国人ボアソナード氏、同グロース氏より何れも十円宛、同サラザン氏より五円を寄付ありしよし。

　グロースとあるのは勿論、川路に重用された警視庁顧問ガンベ・グロース（Gambet Gross）である。ボアソナードとグロースの親交は有名で、警視庁のグロース招聘もボアソナードの紹介によるもの（佐和正「往時の追懐」大警視川路利良君伝二九〇頁）であるばかりか、彼の死をいたんで名文の追悼の辞を霊前にささげたのもまたボアソナードであつた（手塚・「警視庁御雇外人グロース関係資料補遺」法研四〇巻一二号六六頁）。

　サラザンとあるのは、明治十一年四月から外務省に語学教師兼翻訳者として月給二百円で雇われた、フランソワ・サラザン（François Sarazin）である。彼は来日当初はグロース方に同居していた。そして明

治十九年一月にいったん解雇ののち契約条件を変更して再雇用され、明治二十六年二月まで在職した人物である（サラザンについては外務省外交史料館所蔵の資料、「外務省外国人雇入一件付契約書」一ノ八〔フランソワ・サラザン〕による。なお、この資料の存在については、千葉商科大学教授西堀昭氏より有難いご教唆を受けた。記してその学恩を謝す）。

さて、前掲新聞記事の名前の羅列の順序が興味をひく。ジュスランがあのとき解雇されず、この年まで司法省検職顧問として雇継されていたとしたら、逆に彼の名はボアソナードやグロースの前に来ることは決してなかったであろう。彼にとってどちらが幸いであったかは分らない。しかし、彼が司法省御雇外人としては十分な活躍の機会を与えられなかったように思われることは、やはりかえすがえすも残念なことである。

(77) 前掲外務省年鑑(一)六二六頁には、明治十八年四月に後任横浜領事 André Lequeux 着任の記載がある。しかしながら、この人事にともない彼が日本を離れたのかどうかは明らかではない。

(78) 前掲仏国外務省の資料による。ただし、横浜領事の任を解かれたと思われる明治十八年からこの年までの官歴については何ら記載がない。

(79)(80)(81) 前掲仏国外務省の資料による。

（昭和五十年二月十四日稿）